

災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定

岩手県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害・火山噴火等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岩手県公安委員会が管理する交通信号機等の交通安全施設（以下「交通安全施設」という。）に災害による被害が発生した場合等に、甲と乙が協力して連絡調整を図り、速やかに調査及び復旧する工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、交通安全施設の被災状況の把握及び応急復旧工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「緊急に復旧する工事」とは、被害が生じた交通安全施設の応急復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び緊急に復旧する工事を実施する必要がある場合は、乙に別紙「要請書」により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった際は、甲に対して調査及び緊急に復旧する工事の施工が可能な事業者の情報を提供するなどの協力を行うものとする。

3 乙は、甲の要請により会員に対して必要な事項を指示するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、乙の情報により、甲が事業者が発注し、実施した調査及び緊急復旧工事に要した費用を負担するものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 第3条に基づき、調査及び災害応急工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

平成27年3月17日

甲 岩手県盛岡市内丸8番10号

岩手県警察本部長 堀 誠 司



乙 東京都墨田区両国二丁目1番4号

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会

理事長 丹下 正彦



別紙（第3条関係）

岩 交 規 第 号
平 成 年 月 日

（一社）全国交通信号工事技術普及協会
理 事 長 様

岩 手 県 警 察 本 部 長

交通安全施設の復旧対策に関する要請書

災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定第3条に基づき、下記の事項について要請します。

記

被害発生場所	要 請 事 項	備 考
	1 調査及び緊急に復旧する工事の 施工が可能な事業者の情報等の提供 2 会員に対する必要な事項の指示	

本要請に関する 担 当 者	所属		職		氏名	
	電話		内線		FAX	